

家づくりをこれからはじめる方必見！！

家づくりのギモンにお答えします。

第6回連載

1、入居後にかかる税金

固定資産税・都市計画税

毎年1月1日時点で土地・建物を所有している人に課せられる税金。

各自治体から納税通知書が届きます。軽減措置もあるので要確認。

取得年度は日割計算にて売主に支払います（諸費用内訳に記載あり）



番外編（すまい給付金）

消費税増税にともなう軽減措置が発表されました。年収に応じて現金給付されます（2013年10月正式発表）

消費税8%なら最高30万円 10%なら同50万円を給付

消費税が予定どおり引き上げられた場合、住宅購入の負担を緩和するため現金が給付されることになっている。このほどその「すまい給付金」の詳細が発表された。2014年4月1日から消費税が8%になった場合は最高30万円が、2015年10月1日から10%になった場合は同50万円が、年収に応じてもらえる。

50歳以上の人なら 現金で買っても対象に

給付金の対象となる住宅には床面積や一定の品質検査などの条件が付く。住宅ローンを利用することが前提だが、利用しない場合も、50歳以上で年収の目安が650万円以下などの追加条件を満たせば対象となる。

給付を受けるには、住宅購入者が自分で事務局などに申請する。また不動産会社が代理で申請し、住宅代金の一部に充てることも可能だ。

マンションを買うときのおトクな制度を見逃さないようにしましょう。

■ 年収と住宅が条件に合えばすまい給付金がもらえる

給付額			
● 消費税8%の場合		● 消費税10%の場合	
年収の目安※	給付基礎額	年収の目安※	給付基礎額
425万円以下	30万円	450万円以下	50万円
425万円超 475万円以下	20万円	450万円超 525万円以下	40万円
475万円超 510万円以下	10万円	525万円超 600万円以下	30万円
		600万円超 675万円以下	20万円
		675万円超 775万円以下	10万円

※給付金の申請等お気軽にご質問ください。担当スタッフが丁寧にご説明致します。

当コラムは家づくりのギモンや知って得する家づくり情報を定期的にお届け致します。

定期便は待てない方、すぐに家を建てる方には全コラムをまとめてご用意致します。

メールでもご提供致しますのでお気軽にお申してください（無料）

今後のコラム予定・・・●家づくり・住宅ローンのギモン ●間取り・お掃除コラム